

社会福祉法人まつなみ福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まつなみ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第7条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 この法人は、役員及び評議員の報酬額を下記のとおり定める。

理事長	月額	100,000円以内
理事	日額	5,000円以内
監事	日額	5,000円以内
評議員	日額	5,000円以内

- 役員及び評議員の報酬額は、開催会議毎の日額とする。
- 理事長は月額報酬制とし、開催会議毎の日額の報酬は、これを支給しない。
- 職員が役員等を兼ねた場合、開催会議毎の日額の報酬は、これを支給しない。
- 交通費等の費用弁償については、これを支給しない。
- 支給方法は、原則として現金とする。ただし、双方が同意した場合においては、口座振込にて支給することができる。
- 支給額については、法律上控除すべき額を控除した額とする。
- 役員及び評議員の出張等については、この法人の旅費規程に準ずる。

(改 廃)

第3条 この規程を改廃する場合は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 9月 5日から施行し、7月1日から適用する。